申し込み時の必要事項

① 行事名（希望する日時・曜日・会場・コースなども） ② 住所（郵便番号も） ③ 氏名（ふりがな） ④ 年齢
⑤ 電話番号（ファクスの方はファクス番号、メールの方はEメールアドレスも） ⑥ 学校名・学年（児童・生徒のみ）
⑦ 返信先（往復はがきの場合）

敬老手帳をお渡しします

市内にお住まいの65歳以上の方にお渡ししています。高齢者のための制度など、便利な情報を記載しているほか、提示すると一部の公共施設の利用料金が割引になります。

必要な方は、年齢を確認できるものを持参し、区役所の保健福祉課へ。

詳細 区役所（1ページ）の保健福祉課

外国人の高齢者・障がい者に福祉手当を支給

公的年金に加入できなかったため、年金を受給できない外国人の高齢者や障がい者に、福祉手当を支給します。

対 本市に外国人登録か住民登録をしていて、次のいずれかに該当する方。①大正15年4月1日以前生まれで永住許可または特別永住許可を受けている方（昭和36年4月1日以降に帰化した方を含む）、②昭和37年1月1日以前生まれで、57年1月1日以前に重度心身障がい者だった方（57年1月2日以降に帰化した方を含む）、③昭和36年4月1日～57年1月1日に日本国籍を取得し、その前に20歳に達していて重度心身障がい者だった方。

詳細 区役所（1ページ）の保健福祉課

金婚・ダイヤモンド婚夫婦日帰り旅行招待の廃止

昨年度まで実施していた金婚・ダイヤモンド婚夫婦日帰り旅行への招待は、行政評価委員会の意見を踏まえた事業の見直しに伴い、本年度から廃止することになりました。

詳細 高齢福祉課☎(211)2976

バリアフリーガイドを発行

宝くじの助成事業

障がいのある方や高齢の方などが外出するためのガイドです。自宅用と携帯用の2冊組みで、お店や公共施設、観光施設などのバリアフリー情報や連絡先を掲載しています。

配布場所 市役所3階高齢福祉課、区役所。

詳細 高齢福祉課☎(211)2976

地域福祉振興助成金の交付

地域福祉活動を行うボランティア団体などへ助成金を交付します。

申 5月16日(水)から区役所の保健福祉課、市民活動サポートセンター（18ページ）などで配布する申込書を、6月15日(金)（消印有効）までに送付。助成要件に基づき審査の上、決定。

詳細 保健福祉局総務課☎(211)2932

在宅福祉サービス協会協力員登録説明会・研修会

高齢者、障がいのある方などへの家事援助や、庭の手入れ、ごみ出しなどを行う協力員（有償ボランティア）登録のための説明会と研修会を開催。活動への謝礼は1時間700円程度（交通費実費支給）です。

日 5月23日(水)午前9時30分～午後5時。

定 80人。

¥ 千100円（来年3月までの分。登録者のみ当日納入）。

申 5月16日(水)から在宅福祉サービス協会へ☎。（先着）

詳細 在宅福祉サービス協会（リンケージプラザ内／17ページ）☎(272)4440

特別養護老人ホームの開設

開設施設 らいらっく（南区藤野4の4）。

開設予定日 10月16日(火)。

対 介護保険被保険者で、日常生活に常時介護を必要とする要介護1以上の方80人。

¥ 要介護度に応じた負担のほか、食事代、居住費など。

申 5月10日(木)から市役所3階高齢福祉課、区役所で配布する申込書を6月30日(土)までに持参。選考あり。

詳細 高齢福祉課☎(211)2976、開設準備室☎(591)9000

精神障がいのある方の手帳などが変わります

精神障がいのある方の障害者手帳と自立支援医療受給者証の様式が変わります。更新や変更の際に、新様式に切り替わりますので、現在お持ちの手帳・医療受給者証はそのままお使いください。

詳細 市コールセンター☎(222)4894

障がいのある方の意見を市政に反映

自らも障がいのある政策提言サポーターが、障がいのある方の市政に対する意見や要望をお聞きします。

＜意見聴取＞

身体・視覚・精神障がいのあるサポーター3人が、対面方式で意見をお伺いします。

日 5月14日(月)午後2時～4時。

所 豊平区民センター（豊平区平岸6の10）。

対 障がいのある方とその家族や関係者。

＜懇談会＞

日 5月22日(火)午後2時～4時。

所 身体障害者福祉センター（西区二十四軒2の6）。

詳細 障がい福祉課☎(211)2936

不妊治療への支援

＜治療費の助成＞

助成金額と対象夫婦の所得要件が変更になりました。

助成内容 1回の治療につき10万円まで、1年度当たり2回

児童手当制度が拡充

4月1日から、3歳未満の乳幼児の養育者に対する児童手当額を、第1・2子について倍増し、出生順位によらず一律1万円となりました。3歳以上の児童については、現行通りです。

なお、今回の変更について受給者が特に手続きを行う必要はありません。手当額が改定になる受給者には、増額改定通知書を送付しています。

詳細 区役所（1ページ）の保健福祉課